

## 付一 2. 援 助

### 1. わが国における援助

#### (1) 技術援助

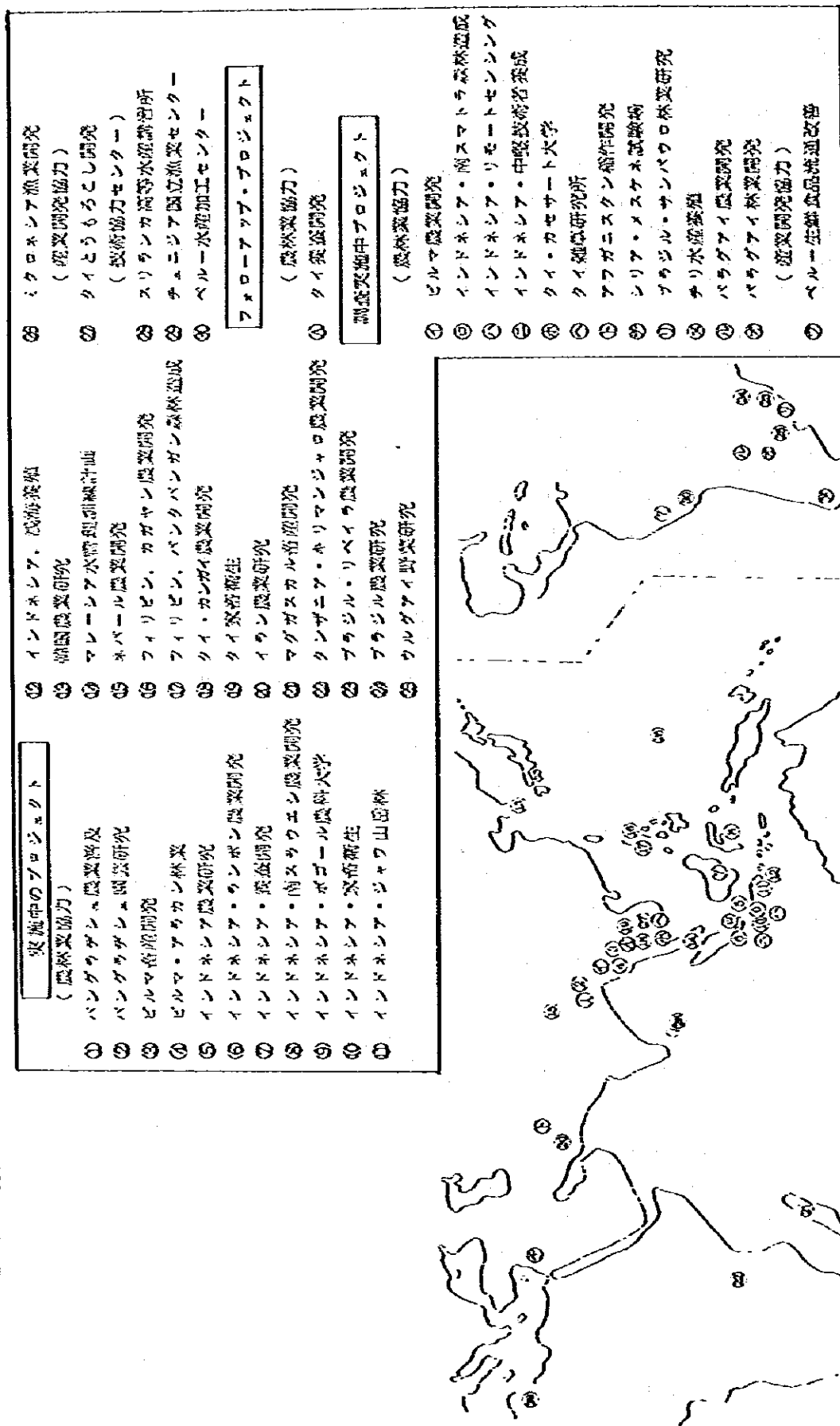
開発途上国に対する技術援助は技術能力の実施主体により政府ベースと民間ベースに区分され、前者は主として国際協力事業団を通じて実施されている。

これは主として外務省交付金により、条約その他の国際約束に基づき、研修員の受入れ、専門家派遣、機材供与、開発調査、センター協力、医療協力、農業協力、開発技術協力及び青年海外協力隊派遣等の事業を実施している。

ここにはそのうち今回の農村総合開発計画に最も関係の深い農林水産業プロジェクト協力事業の最近の状況に関する資料を添付した。

1) 農林水産省プロジェクト協力事業

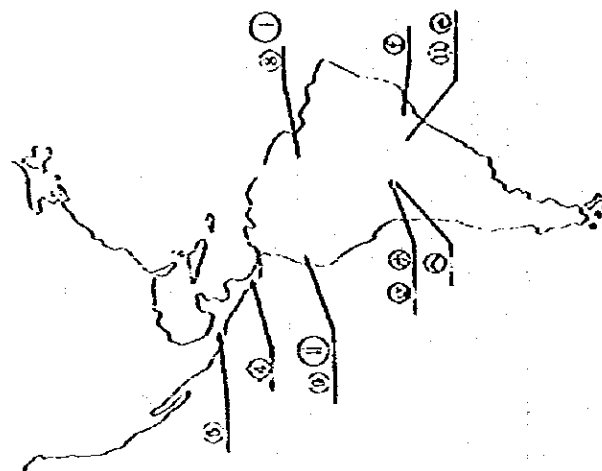
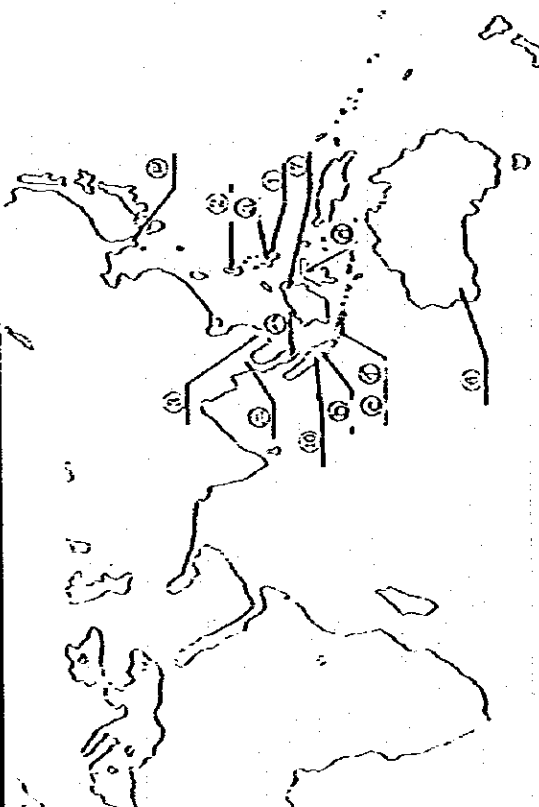
——昭和53年度技術協力プロジェクトの位置図——





3) 農林業開発協力事業及び開発投資協力の位置図  
 —— 昭和53年度開発協力事業の位置図 ——

開発基礎調査	⑨ エクアドル・コスタ地区飼料穀物(予定) (開発計画調査)	長期調査員派遣	民間技術者受入研修
(基礎一次調査) ① フィリピン・ミンダナオ半島 ② フィリピンだけのこと(予定) ③ ベトナム・ソンベ地区とりもち(予定) ④ コスタリカ国営(予定) ⑤ グアテマラ林業 ⑥ オーストラリアなたね(予定) (基礎二次調査) ⑦ マレーシア・サバ州カカオ ⑧ ブラジル・アマゾン現地実証	⑩ インドネシア・南スマタラ(ブカカト)森林保護 ⑪ ブラジル農業(繰越予算) 投資資金等調査 投-1 インドネシア林業 投-2 ブラジル農業(繰越予算)(予定) 投-3 ブラジリアイ農業(予定) 投-4 アルゼンチン・チャリー・ベルー投資協賛会 (予定) 投-5 パプア・ニューギニア林業(予定)	⑫ ブラジル・アマゾン現地実証(予定) ⑬ エクアドル・コスタ地区飼料穀物(予定) 民間技術者派遣 ⑭ フィリピンカガヤンゲオロ林業(予定) ⑮ インドネシア・ランポン農業(予定) ⑯ インドネシア・エーザイ農業(予定) ⑰ インドネシア・トギヤン林業(予定) ⑱ ブラジル農業(予定) ⑲ ブラジル・アピコラ・ゴトウ養鶏 ⑳ ブラジリアイ・イクアア製油(予定)	⑳ インドネシア・エーザイ ㉑ 韓国・エスビー ㉒ マレーシア・エスビー ㉓ 日・クイ農協協力 ㉔ パラグアイ・イクアア製油(予定) ㉕ パラグアイ農牧(予定)



(2) 資金援助

開発途上国に対する資金協力には無償と有償の別があり、有償資金協力とは通常「円借款」と呼ばれている2国間政府借款である。

一方、無償資金協力とは相手国政府に返済義務を課さないもので、技術協力を除く一般の無償援助、食糧援助(一般にK・R援助と称せられるもの)及び賠償、準賠償から成っている。

ここでは一般の無償資金協力のうち農業分野に関するものにつき、その概要資料のみ添付した。

1) 農林水産業関係の無償資金協力援助種別金額及び件数

52年度

(単位:百万円)

事項名		51年度(実績)	52年度(実績)	53年度(予算)
一般無償援助中	金額	2,820	3,250	3,950
農業関係援助	件数	10	10	4
水産関係援助	金額	1,000	3,000	5,000
	件数	3	7	10
K・R食糧援助	金額	4,712.4	5,021.1	5,228.5
	件数	9	8	6
食糧増産援助	金額	-	6,000	16,000
	件数	-	8	20
合計	金額	8,532.4	17,271.1	30,178.5
	全体に占める割合	41.2%	52.1%	51.2%
	件数	22	33	40

2) 技術協力プロジェクトに関連する無償資金協力

52年度

プロジェクト名	供与内容	供与額
バングラデシュ 農業普及	中央農業普及研修所	477
"	同上の拡充	180
バングラデシュ 園芸研究	柑橘及び野菜種子研究センター	130
インドネシア ランボン農業開発	ランボン州地方普及センター	120
インドネシア 養蚕開発	養蚕センター桑畑のカンガイ絶殺	100
韓国 農業研究	麦類研究所	99
タイ 家畜衛生	口蹄疫ワクチン製造センター	252
"	"	637
タイ カンガイ農業	スハンブリ稲作試験場	120
計		2,115

52年度12月末

インドネシア 家畜衛生	家畜衛生センター	600
フィリピン バンバンガン森林造家	バンバンガン森林保全研修センター	1,050
タイ カセサート大学	カセサート大学拡充	1,300
アフガニスタン 稲作開発	稲作センター	800
ベルギー 水産加工センター	水産加工センター	500
計		4,250

## 2. 国際連合および諸外国の機関\*

### (II) 国際連合専門機関

#### 1) 世界銀行グループ

#### 【国際復興開発銀行】（通称 世界銀行）

International Bank for Reconstruction and Development (IBRD)

1818 H Street, N.W. Washington, D. C. 20433  
U. S. A.

#### 業 務

世銀の目的は加盟国の戦後復興と経済開発の援助にあったが、マーシャル・プラン等の援助によって欧州諸国の経済復興が進むにつれ、業務の中心は経済開発の援助に移り、現在は実質上開発途上国への援助機関となっている。先進国でも資本蓄積の十分でない国は融資をうけているが、その比重は年を追って低下している。通常の融資活動のほか、IDAに対する贈与、プロジェクト調査、開発計画作成支援等の技術援助、債権国会議や協議グループの結成及び結成支援による援助の調整、国際投資紛争解決センターの設置更に世銀とIDAの中立的性格をもつ特別融資機能（第三の窓口）を発足させる等活発な活動を行っている。

#### 援助条件（期間、金利、その他）

世銀の貸付金利は1976年7月1日から新しい金利方式となった。各4半期末に再検討され、それに先立つ12カ月間における世銀の借入れ資金の金額と償還期間による加重平均コストに0.5%を加えたものが次の4半期に承認される貸付に適用される（第3の窓口の貸付金利は上述金利マイナス4%）。ほかに、約定手数料0.75%が必委。最近の金利は、1976年7月8.9%から低下を続け、1978年度最終4半期には7.5%となった。

返済期間は、借入国の所得水準によって異なり、78/79年度のガイド・ラインでは以下のように決められている。  
高所得国（1075ドル超）…15.0年（内据置3.0年）  
中所得国（551～1,135ドル）…17.0年（内据置4.0年）  
低所得国（520ドル以下）…20.0年（内据置5.0年）  
全体平均…17.6年（内据置4.1年）

（第3の窓口は7年据置を含む25年）。

#### 【国際開発協会】（通称 第二世界銀行）

International Development Association (IDA)

1818 H Street, N.W. Washington, D. C. 20433  
U. S. A.

#### 業 務

加盟国の経済開発優先度の高い特定プロジェクトに対

して、非商業ベースの非常にソフトな条件で融資を行うことにより世銀の活動を補足することをその目的とする。融資対象国は通常、1人当りGNP（1975年実績）が520ドル以下の加盟国に限定される。

#### 援助条件（期間、金利、その他）

業務の目的からして非常にソフトな条件で融資を行っている。返済期限は10年据置を含む50年で、最初の10年間に元本の1%ずつ、次の30年間に元本の3%ずつを返済する。金利は0であるが、貸出残高に対し年3/4%の手数料を徴収する。返済通貨はIDAの指定する交換可能通貨である。

#### 【国際金融公社】

International Finance Corporation (IFC)

1818 H Street, N.W. Washington, D. C. 20433,  
U. S. A.

#### 業 務

IFCは収益性のある民間企業の創設を助けるため原則として民間と協賛して投融資を行う。当初は株式投資が禁じられていたが、62年9月の協定改正により株式参加が認められることとなった。対象企業は生産的な営利事業に限られ、原則として政府、中銀等の保証を必要としない。このほか、IFCは世銀及びIDAが融資を行う製造業、鉱業、及び開発金融公社に関するプロジェクトの技術的、財政側面について評価監督を行いこれを通じて世銀及びIDAからの民間への資金の流れを促進している。

#### 援助条件（期間、金利、その他）

新規プロジェクトの場合は、民間側が所委資金の50%以上を提供することが必要である。改善あるいは拡張プロジェクトの場合は、IFCが50%以上を負担することができるが、企業全体に占める民間投資割合はIFC融資部分を上回っていなければならない。企業は加盟開発途上国内に存在すればよく、当該国に帰属する企業である必要はない。金種はケース・バイ・ケースで決められ、最近では10～11%のことが多い。このほかにコミット・チャージが年1%、返済期間もケース・バイ・ケースで決められるが、5年～10年のものが多い。

## 2) その他

#### 【国連食糧農業機関】

Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) Via delle Terme di Caracalla, Rome, Italy

#### 業 務

FAOの目的は食糧・農産物の生産・分配の能力改善、

\* 資料は、海外経済協力協会

生産者の生活水準向上に寄与することであり、そのため  
に栄養、食糧及び農業に関する資料の収集・分析・配布、  
それらの改善のために必要と考えられる国内・国際措置  
の促進の勧告、技術援助の供与その他の措置を行う。

おもな事業には、総会及び理事会における世界の食糧  
及び農業事情並びにこれに関連する事項の検討、勧告、  
商品問題委員会(CCP)・通商14条委員会・通商6条に  
基づく委員会を通じての活動UNDP業務(農業部門)の  
受託実施がある。1976-77年度予算から小規模(1億25  
万ドル)かつ、緊急の技術援助実施のための予算措置  
(TCP: 技術協力計画)が講じられ、FAOは、しだいに、  
行動指向型の専門機関になりつつある。

#### 【国際労働機関】

International Labour Organization (ILO) 4R-  
oute de Morillon, Geneva, Switzerland

#### 業 務

ILOの目的は労働条件の改善に貢献することであり、  
そのために、生活水準の向上、完全雇用、団体交渉権の  
確立、労使の協調、社会保障と福祉立法の実現、教育と  
職業における機会均等などを助長促進する。おもな事業  
には総会における国際労働条約及び勧告の採択、労働問  
題を地域別、産業別の特殊性に応じて解決するための地  
域会議や産業別委員会等を通じての活動があるが、近年  
では技能労働者不足、低生産性等開発途上国が直面する  
諸問題に挑戦するため、技術協力活動の強化が図られて  
いる。

#### 【世界保健機関】

World Health Organization (WHO)  
Avenue Appia 1211 Geneva 27, Switzerland

#### 業 務

世界のすべての人民が可能な最高の健康水準に到達す  
ることを目的としている。WHOの事業は大局すると、  
本総事務局が中心となって行うものと、各地域事務局が  
中心になって行うものとに分けられる。後者の事業の大  
半は、WHOの事業及び予算上最も特色のあるものとさ  
れている各国に対する技術援助であり、これに対しては  
WHO全予算のうち約8割がより分けられている。技術  
援助は、通常、顧問(専門家)の派遣と、それに伴う教  
育資料の供与及びフェローシップの提供という形式で与えられる。

#### (2) その他国際連合関係機関

##### 【通常技術援助計画】

United Nations Regular Programme of Technic-  
al Assistance  
P. O. Box 707, 1101 Vienna, Austria

#### 業 務

国連関係の技術援助には、各国からの自発的拠出金を  
その資金源とする国連開発計画(UNDP)、ILO、  
FAO、UNESCO、WHO等の専門機関自身の通常  
予算により、まかなわれるもののほか、国連の通常予算  
から支出される通常技術援助計画がある。通常技術援助  
計画は、経済開発、社会福祉、公共行政、国際行政官制  
度等の分野における技術援助を行っている。また通常計  
画の援助形態には専門家の派遣、技術者の研修(現地人  
へのフェローシップの供与)、セミナーの開催などがある。

##### 【国連開発計画】

United Nations Development Programme  
(UNDP)  
855 United Nations Plaza, New York, N. Y.  
10017, U. S. A.

#### 業 務

UNDPの業務は、投資融資とそれ以外の技術援助  
(研修、セミナー開催、機材供与)とに大別される。こ  
れらは、被援助国の経済開発計画や二国間援助との調整  
をとりつつ、向こう5-6年間にUNDPから供与される  
援助枠(Indicative Planning Figure, IPF)を国毎  
に定め、これに即して国別計画を作成し、管理理事会の  
承認を得て実施される。

援助事業は、国連、UNIDO、FAO、IBRD、  
ICAO、ILO、IMCO、ITU、UNESCO、  
UFU、WHO、WMO、UNCTAD、IDB、IA  
EA等の機関に実施が委託される。

##### 【国連工業開発機関】

United Nations Industrial Development Organi-  
zation (UNIDO) 1070, Lerchenfelderstr.  
1, Vienna, Austria

#### 業 務

開発途上国の工業化を促進するための事業活動とそれ  
に伴う調査研究が基本的業務である。事業活動としては、  
①開発途上国の長、中、短期工業化政策、工業計画の立  
案、企画及びそれらに関連した具体的実施行動計画につ  
いての助言、及び勧告を行う。②専門家の派遣による技  
術指導。③フェローシップ、企業内研修等の人材養成。  
④工業化計画推進のため外国融資の融資を行う等、であ  
る。調査研究には、これらの事業活動を促進するための  
調査研究のほか、情報の収集、分析、配布等が含まれる。

##### ③ 地域開発銀行

【アジア開発銀行】  
Asian Development Bank

(AsDB) P. O. Box 789, Manila  
2330 Roxas Boulevard, Pasay City Philippines

#### 業 務

域内低開発国の経済開発を促進させるという目的を果たすため、開発資金の融資、融資保証、投資、資産の活用や相互補完経済体制の推進及び域内貿易拡大に対する援助、技術援助等を行う。またアジアにおける農業開発の重要性にかんがみこの分野の活動に重点がおかれている。なお、銀行の業務は財務上、通常資本財等による通常業務と特別基金財等による特別業務にわかれ、前者は健全な銀行運営の原則のとおって行われ、後者は通常条件より緩和された条件で行われる。

#### 援助条件 (期間、金利、その他)

通常資金による融資は金種が、年7.70%(1978年4月から。それ以前は7.65%)、期間は10~30年(期間2~7年)である。(注)。

ADFは原則として1人当りGNP380ドル以上の国を対象とし、条件は無利子、手数料1%、期間40年(期間10年)である。

技術援助は贈与(ただしADBのローンとして取上げられる場合は10万ドルまで贈与、残額はローンに組入れられる。)

(注)1975年の1人当りGNP1,075ドル以上の高所得国に対しては、融資期間15年(期間3年)を適用し、また多額の融資を行わないこととなっている。

#### 【米州開発銀行】

Inter-American Development Bank (IDB)  
808 17th Street, N.W. Washington D.C. 20577,  
U.S.A.

#### 業 務

加盟国政府、政府機関及び民間企業に貸出や保証を行う。貸付には通常の貸付のほかに、長期低利の融資を要する計画を対象とする「特別活動基金」及び1961年6月の米国との協定に基づき特定目的の委託された「社会進歩信託基金」によるもの等がある。IDBの融資対象は主に鉱工業、農業、上下水道、住宅、運輸、電力、教育等のプロジェクトで、このほかに域内国間の投資財輸出に対する融資、投資前調査、技術援助も行う。

#### 援助条件 (期間、金利、その他)

通常活動資金及び地域開発資金の金利は、毎年7月(又は1月)に過去1年間の借入資金コストを基準として改定される。最近の金種は、1977年7月以降8.0%、更に1978年1月以降7.5%である。

特別活動基金はより緩和されたもので、金利1~4%、

期間20~40年(期間5~10年を含む)である。

技術協力は、借款ベースと贈与ベースとがある。①成功払い(協力の結果、IDBや他の外国援助機関の融資が実現した場合に返済) ②ILDC又はプロジェクト実施地域が経済的後進地域の場合贈与。以上の種類の技術協力の他に、通常融資の形態の技術協力がある。

#### 【アフリカ開発銀行】

African Development Bank (AfDB)  
B.P. 1387, Abidjan, Republic of Ivory Coast

#### 業 務

通常業務としては加盟国政府、政府企業、民間企業に対する借款、アフリカ域内開発銀行に対する借款、株式取得による投資、借款の保証等が行われる。またアフリカ諸国への2国間技術協力の仲介機関として、先進国からの拠出金により、調査研究、専門家派遣、コンサルティング・サービス、訓練などの技術援助を行っている。特別業務として、特別基金(ナイジェリア信託基金等)及び信託基金がある。

#### 援助条件 (期間、金利、その他)

融資条計は案件により異なるが、通常、金利は7%(これに1%の手数料が加えられる、未実行手数料は0.75%である)。返済期間は1977年に関しては12~20年で期間期間は3~5年である。

#### 【アフリカ開発基金】

African Development Fund (ADF)

#### 業 務

アフリカ諸国政府に対するきわめて緩和された条件の借款を供与する。

#### 援助条件 (期間、金利、その他)

原則として期間50年(うち期間10年)、無利子、手数料0.75%。

#### 【欧州開発基金】

European Development Fund (EDF)  
170, rue de la Loi, Brussels 4, Belgium

#### 業 務

ECと特別の関係を行なう非欧州諸国及び領域における経済的、社会的発展を促進するために資本協力、技術協力を贈与、特別条件による借款及び利子補給の形態で供与する。利子補給はヨーロッパ投資銀行(EIB)の貸付に対し行われ、その補給額は贈与の援助金額からEIBに対して支払われる。援助対象分野は農業、イン



フラストラクチャー、社会福祉、技術援助となっている。

援助条件 (期間、金利、その他)

- ①連合協定…全額贈与 (1958~62)
  - ②第1次ヤウンデ協定(1964~69)贈与、特別借款及びEIB借款
  - ③第2次ヤウンデ協定(1969~75)贈与、特別借款(金利1~3%、償還10年、返済期間40年) EIB借款(市況並金利、返済期間25年)
- なお、EDFはEIBの貸付に対し贈与資金から利子補給を行うことができる。利子補給率は期限25年までの貸付について最高3%。

#### (4) アメリカ

##### 【国際開発局】

Agency for International Development (AID) 2201 C Street, N.W. Washington, D.C. 20623, U.S.A.

##### 業 務

- ①開発途上国の長期的社会・経済開発に対する援助(開発借款、開発贈与)
- ②緊急を要する政治的要請、災害等に対する救済、復興に関する経済援助(安全支持援助、緊急基金)
- ③国際開発援助機関への拠出
- ④その他無償援助

援助条件 (期間、金利、その他)

AIDの行う業務の中では開発借款が最も大きな比重を占めるが、貸借の条件は受入国の経済状態、返済能力、開発効果などを勘案して決定される。77年度から以下の条件が適用されている。

- ①L.L.D.C……贈与
- ②中進国 ……金利 5%  
期間 25年(内償還5年)
- ③その他L.D.C……最優遇金利適用

##### 【海外民間投資会社】

Overseas Private Investment Corporation (OPIC) 1129 20th Street, N.W. Washington D.C. 20627, U.S.A.

##### 業 務

友好的な低開発諸国地域における経済的社会的進歩に、アメリカの民間資本及び技能の参加を奨励し、助長し、これによってアメリカの開発援助の目的を達成させることを目的に①投資保険、②投資保証、③ドル又は現地通貨による貸付、④投資奨励調査を行う。

援助条件 (期間、金利、その他)

##### ①投資保険

投資保険料率(年)

- 通貨交換性危険 0.3%
- 収用危険 0.6%
- 戦争革命騒乱 0.6%
- てん補率100%期間20年まで

##### ②投資保証

- 保証率 年1.75%
- てん補率 貸付100% 株式投資75%
- 保証限度額 7.5億ドル

##### ③直接貸付(ドル又は現地通貨)

- 期 間 5年~12年 (含償還)
- 金 利 7~12% (年)

##### 【米国輸出入銀行】

Export-Import Bank of the United States (EXIM) 811 Vermont Avenue, N.W. Washington, D.C. 20671 U.S.A.

##### 業 務

米国の対外貿易の振興を目的に、特定の米国工業製品及び農産品の輸出、あるいは外国の開発計画に使用される米国の設備、資材及び関連サービスの購入に対して以下の金融、保証・保険業務を行う。

- ①直接借款 ②複調借款(CFP) ③転貸借款
- ④市中銀行融資 ⑤市中銀行に対する保証
- ⑥輸出業者に対する保証 ⑦輸出信用保険

援助条件 (期間、金利、その他)

- ①直接借款金利8.00~9.00%(1977年度 なお1977年10月から7.75~8.75%) 期間は通常5~10年
- ②CFP金利8%(1977年度 なお1977年10月から7.75%) 期間5年以内
- ③転貸融資金利8%以上、期間5年以上

#### (5) イギリス

##### 【海外開発省】

Ministry of Overseas Development (ODM) Eland House, Stag place, London, UK.

##### 業 務

- ①各種援助計画(二国間援助、多国間援助、資本援助、技術援助)の立案と調整
- ②上記援助計画の運営、管理
- ③国際的援助機関との関係
- ④国産技術援助計画に対する英国の関心
- ⑤援助分野で活動している民間団体との連絡

援助条件 (期間, 金利, その他)

1976年承認の政府開発援助借款のグラントエレメントは平均55%であった。

1972年の世銀統計による一人当たりの国民所得200ドル未満の国に対しての援助は通常贈与の形をとる。

【英連邦開発公社】

Commonwealth Development Corporation  
(CDC)

33 Hill Street, London, W1A 3AR

業 務

①英連邦地域内及び域外の民間企業が単独では行えないが、商業採算ベースにのる開発プロジェクトに対し、出資及び貸付を担当。

②現地支所、関係事業を通じて現地人の経営・技術訓練を担当。なお、投資の方法としては、

(1) CDCが全額出資して全経営権をもつ。

(2) 民間企業と協同して投資する。

(3) 政府及び公共団体に対する貸付け等がある。

援助条件 (期間, 金利, その他)

1. 投融資額 通常10万ポンド以上。

2. 金利: 平均8.5%以上の利子配当を期待できるだけの金利

3. 期間: 最長40年

4. 使用通貨: ポンド

(6) カナダ

【カナダ国際開発局】

Canadian International Development  
Agency (CIDA)

122 Bank St., Ottawa, Canada

業 務

①二国間援助計画(資金援助, 技術協力)の策定, 実施

②別計画の実施状況の審査と勧告

③民間投資相談

④援助分野で活動している民間団体への援助

⑤国策機関への協力

援助条件 (期間, 金利, その他)

援助債と総額に占める贈与の比重は大きい。開発借款は、期間30年、金利3%という中期的条件によるものもあるが大部分は期間50年、無利子というソフトな条件によるものである。

【輸出開発公社】

Export Development Corporation (EDC)

110 O Connor Street Ottawa, Canada

K1P5M9

業 務

①輸出信用保険法第24条により、自己の危険負担で引受ける一般的取引に対しての保険。

②同法第27条により、国家的利益に合致するが、当該契約、対象品目、仕向国の点でEDCが通常の場合以上の債務を負うこととなるような契約に対し、政府の統合残入基金の危険負担で引受ける保険。

③同法第29条による輸出金融。

④対市銀保証業務。

⑤海外投資保険業務。

援助条件 (期間, 金利, その他)

①輸出開発法第24条による保険引受限度額は750百万カナダドル。

②同法第27条によるものは750百万カナダドル。

③同法第29条による輸出金融貸付限度は政府勘定850百万カナダドル、自己勘定4250百万カナダドル。

期間 8~20年。

金利 6%(統合残入基金からの借入金金利+管理手数料及び準備金)。

④同法第34条による海外投資保険の限度額は250百万カナダドル。

(7) 西ドイツ

復興金融公庫

Kreditanstalt für Wiederaufbau (KfW)

6 Frankfurt am Main, Lindenstrasse

27, Germany

業 務

①国内金融(主として中小企業の助成, 合理化, 構造改善)。

②輸出金融(1969年以降 外国輸入者向け金融を随時)。

③外国開発金融(資本援助借款, フォンタイド・ローン)。

④海外投資金融。

援助条件 (期間, 金利, その他)

1. 借款 1975年6月より

①LLDC及びMSACKに対しては0.75%, 50年(内償還10年)

②中進国4.5%, 20年(内償還5年)

③その他開発途上国2%, 30年(内償還10年)

2. 輸出金融 期間5年~15年, 金利5.5~8.25%

【輸出金融会社】

Ausfuhrkredit Gesellschaft mbH (AKA)  
6 Frankfurt am Main, Grosse Gallus-  
strasse 1-7, Germany

業 務

中期輸出金融業務を扱い、預金業務は認められていない。融資枠はシンジケート加盟銀行の拠出によるA枠とKfWからの引継分でブンデスバンクの再割引枠を資金源とするB枠とがある。そして、1960年5月5日の中央銀行決定により、B枠の重点を開発途上国向け輸出に対する融資におくこととなっている。

1969年3月輸出者の債権引代りと輸入者に対する直接融資を行うC枠融資が創設された。

援助条件 (期間, 金利, その他)

A枠融資は輸出業者振出の約束手形をAKAの裏書きを経て出資銀行が割引く形をとり、B枠は輸出業者振出しの約束手形を取引銀行が割引く(この手形はAKAの裏書きを経てブンデスバンクの再割を受けられる)。取引銀行の保証、所轄州中央銀行の同意を必要とし、100万DMをこえる場合はブンデスバンクの同意を必要とする。A枠の金利は市中レートなみ、期間10年(最長)、融資限度は延払い分の80%で、B枠は金利が公定歩合の1.5%真、期間4年(最長)、融資限度はインボイス額の70%である。なお、融資実行限度額はA枠35億DM、B枠30億DMである。C枠融資は1969年3月創設。融資方法は、輸出者の有する債権の引代り又は、輸入者に対する直接融資。

金利は、公定歩合+3.5%。

【ドイツ開発会社】

Deutsche Entwicklungsgesellschaft mbH (DEG)  
5 Köln 41 Durener Strasse 295 Germany

業 務

ドイツの中小企業と開発途上国の企業との協力を促進することを通じて、開発途上国における民間投資活動を支援、奨励することを目的とする。

①開発途上国の企業に対する資本参加及び資本参加類似の貸付

②保証及び担保の引受け、信託供与、信託業務の実施

③開発途上国の企業とドイツ企業との協力の斡旋

④開発プロジェクトの企画、実施及び管理のための助

言

援助条件 (期間, 金利, その他)

DEGの投融資限度は当該企業の途所要資金の50%以内にとどめ、残額は民間及び相手側の拠出を求める。金利は6%以上、融資期間は一定せず、ケース・バイ・ケースで決められる。

(8) フランス

【経済協力中央金庫】

Caisse Centrale de Cooperation Economique (CCCE)  
233, Boulevard Saint-Germain, 75007  
Paris, France

業 務

①CCCE独自の投融資。担保諸国に対し、貸付、資本参加等を行う。

②モロッコ、チュニジア、カンボディア、ラオス、グイエトナムに対する政府借款の代行業務。

③FAC, FIDES, FIDOMの資金管理。

④EDFの窓口業務。

⑤援助対象諸国、諸地域の中央銀行、開発銀行などへのスタッフ派遣、研修生受け入れ。

援助条件 (期間, 金利, その他)

①対象事業の収益性と相手国の経済状況により異なるが、期間20年まで、金利4~6%が一般的(第1の窓口)

②1975年より、金融市場条件の融資も開始(第2の窓口)

	海外懸	海外領土	アフリカ諸国
期 間	%	%	%
10年以下	129	11.1	9.9
10~15年	569	87.5	65.7
15~20年	7.1	1.4	2.4
20年以上	23.1	-	-
平均期間	100	100	100
金 利	15.1	13.3	14.1
4%以下	5.7	0.1	-
4~5%	31.2	21.4	11.3
5~6%	4.7	50.1	45.5
6~7%	-	0.8	39.6
7%以上	58.4	27.6	3.6

(1977年実績)

【クレディ・ナショナル】

Credit National (CN)  
45 Rue Saint-Dominique, Paris France

業 務

1. 一般業務

- ① 中長期国内産業金融
- ② 海外投資金融
- ③ 国内輸出産業融資

2. 政府の代行業務

- ① 経済社会開発基金の国内産業金融業務
- ② 主に非仏語国に対する国庫借款の審査・実施

援助条件 (期間, 金利, その他)

- ① 中長期国内産業金融(省略)
- ② 海外投資金融

融資期間の約1/3は市中銀行・外国貿易銀行(BFCE)が投資資金を貸付け、この期間終了時の残高をCNが引継いで貸付ける。

期 間 12~15年  
金 利 10~11%

③ 国内輸出産業融資

期 間 10年  
金 利 85~10%

政府代行業務

- ① 国内業務
- ② 国庫借款

9) イタリア

【中期信用中央金庫】

Istituto Centrale per il Credito a Medio Termine  
略称 Mediocredito Centrale (MC)  
Via Piemonte 51, Rome, Italy

業 務

- ① 国内中小企業金融。
- ② 中長期輸出金融, 1961年7月以降, 主に開発途上国に対する外国輸入者金融を開始。
- ③ 中期信用銀行に対する利子補給。政府借款の実施機関であり, 借款資金を実際に負担する中期信用銀行(IMI, Mediobanca, etc.)に対し, 銀行の資金調達コストと借款金利との差額分を政府はMCを通じて利子補給を行う。

援助条件 (期間, 金利, その他)

輸出入金融

- ① 期 間  
輸出者金融 5年  
外国輸入者金融 10年
- ② 金 利

国内の金利水準が高いので再割引率, 利子補給の支給率は業者負担金利を6.5%程度にすることを目標

としている。

③ 融資限度

延払元本のうち全国保険協会(INA)保険でカバーされる部分(通常, 延払元本の90%)の85%以下である。政府間協定によるものは90%。

(10) スウェーデン

【スウェーデン開発庁】

Swedish International Development Authority (SIDA)  
S-106 25 Stockholm, Sweden

業 務

- ① 現地支所及び関係事業を通じての専門家・平和部隊の派遣, 機材商品供与, 研修員の受入等による技術協力
- ② 二国間資金援助。
- ③ 多国間機関との混合二国間援助。
- ④ 各種開発調査。

援助条件 (期間, 金利, その他)

1976/77会計年度においては, 2国間援助の支出総額の97%が贈与であったクレジットの形態を取る対象国はキューバ, テュニジア, ザンビアの3カ国で条件は期間50年(うち返済10年)無利子となっている。

(11) オランダ

【オランダ開発途上国投資銀行】

De Nederlandse Investeringsbank voor Ontwikkelingslanden N.V. (NIO)  
The Netherlands Investment Bank for Developing Countries (NIBD)  
4 Carnegieplein P.O. Box 380 The Hague  
The Netherlands

業 務

- オランダ政府の政策に基づく貸付実行業務の代行。
- ① 二国間プロジェクトプログラムによる開発途上国援助。
- ② 貸付国対象の直接援助。
- ③ オランダ領アンティールへの援助プログラム

援助条件 (期間, 金利, その他)

① 第1グループ

金 利……47.5%  
期 間……30年(内返済8年)

② 第2グループ

金 利……37.5%  
期 間……30年(内返済8年)

③ 第3グループ

金利……2.5%

期間……30年(内返済8年)

④第4グループ( IDA条件下の最貧国)

金利……0.75%

期間……50年(内返済10年)

⑤最貧国( LDC)

贈与形式の援助のみ

(12) 国際民間投資会社

【アジア民間投資会社】

Private Investment Company for Asia

S. A. (PICA)

Via Espana 200, Panama City, Panama

Kokusai Building 1-1, Marunouchi 3-chome Chiyoda-ku, Tokyo 100 Japan

業 務

民間企業こそ経済発展のにない手であるとの認識のもとに、アジアの開発途上国における経済発展並びに民生の向上に役立つ製造業、農水産業、同加工業、林業、鉱業、交通機関関連等の中小規模私企業に対して出資、貸付、保証を行うとともに必要とあれば技術、経営指導も行う。また企業の株式公募に際し、引受業務も行いもって資本市場の発展に寄与する。

投資条件 (期間、金利、その他)

対象企業はアジアの開発途上国の私企業で、投資が優先され、貸付は付息的に行う。ただし、株式保有に際しては原則として過半数を占めない。融資期間、金利はケース・バイ・ケースで定められる。

【アデラ投資会社】

ADELA Investment Company S. A.

(ADELA)

13, Boulevard de la Foire Case Postale Ville 351 Luxembourg

Paseo dela Republica 3101 Casilla 207, Lina 27

業 務

ADELA 投資会社は、中南米諸国の経済、社会開発に貢献する民間企業に対し、会社の資本や他の資金を投融資することにより、経済開発に協力する。投融資のほかに保証、経営上の技術の提供、民間投資家への援助、地場資本市場の発展に対する協力、中南米の開発事業に関心を有する会社、金融機関等との協力をを行う。

投資条件 (期間、金利、その他)

中短期信用供与として輸入あるいは現産物の機械設備

購入資金を期間3年程度で貸付ける。また長期投融資としては、期間10年程度の貸付、出資金振替権利付貸付及び優先株又は普通株による。資本参加に際しては原則として過半数をとらない。

【アフリカ民間投資会社】

Societe Internationale Financiere pour les Investissements et le Developpement en Afrique S. A. (SIFIDA)  
R. No. B-9094 2, rue Goethe, Luxembourg-Ville

Office address: 8C, avenue de Champel CH-1211 Gen va 12 Switzerland

Mailing address: P. O. Box 395 CH 1211 Geneva 12

業 務

中南米のADELA、アジアのPICAのアフリカ版として登場したSIFIDAは、それらと同様、アフリカ諸国の民間企業に対する投融資、技術、経営上のサービス提供を通じてアフリカ諸国の経営発展に資する。

投資条件 (期間、金利、その他)

①投資は当該国の投資環境とともにその国の全体的経済発展政策との関連で検討する。

②対象国、対象プロジェクトの合理的分散をはかる。

③原則としてmajority interestをとらない。

○期間12年を限度とする(2年までの返済可能)

○金利は市場やプロジェクトの条件による。

○USドルによる融資が原則。

(13) OPECにより設立された多国援助機関

OPEC特別基金(OPEC Special Fund)

主な資金拠出国はイラン、サウディアラビア、ヴェネズエラ、クウェイト、ナイジェリアである。同基金は76年8月に業務を開始した。同基金は職員が少ないため、各国のプロジェクトあるいはプログラムのアプライザルには他の国際機関やOPEC援助機関があたっている。借款の条件は無利子(但し手数料と0.5%徴収)、5年返済を含む25年償還である。なお1976年12月にOPEC諸国は同基金をさらに8億ドル増資して資本金16億ドルにすることを決定した。

アフリカ経済開発アラブ銀行(Arab Bank for Economic Development in Africa)

主な拠出国はサウディ・アラビア、リビア、カタールである。借款条件は通常は利率2~6%、5年返済を含む25年償還である。なおほとんどのプロジェクトは世銀、アフリカ開発銀行その他の援助機関との協賛融資である。イスラム開発銀行

( Islamic Development Bank : IDB )

主な拠出国はサウジアラビア、リビア、アラブ首長国連邦、クウェイトである。76年末の加盟国数は26カ国である。本銀行もその業務の大部分は協調融資である。  
イスラム連帯基金 ( Islamic Solidarity Fund )

基金は回教徒の生活水準の向上を目的として1974年8月に設立された。資金は任意拠出方式で調達される。

アラブ経済社会開発基金 ( Arab Fund for Economic and Social Development : AFESD )

1976年はアラブ10カ国における13件のプロジェクトに対し援助を行った。主要な援助対象国はエジプト、スーダン、シリア、チュニジア、モーリタニアである。最大の出資国はクウェイトである。なお借款の条件は一律ではない。

### 付一 3. 事例紹介

農村総合開発が、本報告書で取り上げているすべての課題を含んだ形で実施されている国はない。フィリピンのように農村総合開発(Integrated Rural Development)という用語を公的に使用している国は、まだ珍しい方ではある。ここではアジア諸国のいくつかの事例をとりあげ、農村開発をどのような方向で総合化しようとしているのか、その特色と問題点を紹介することにした。

#### 1. フィリピン

1960年代の後半から農村開発の重要性が認識されるようになったが、政府の部局間の調整がきわめて不十分であり、農村開発を総合的に実施するための調整機関が中央に設置されることになった。1973年に農村総合開発閣僚調整会議(Cabinet Coordinating Committee on Integrated Rural Development Projects)が設けられ、1975年にはこの閣僚会議の下に事務局がおかれ、農村総合開発政策を恒常的に中央で調整する体制がととのえられたのである。

国家開発庁によって立案された新開発五カ年計画(1978-82年)は、人民生活の基本的必要が満たされるような経済社会の建設をめざし、その目標を達成する事業の一種として農村総合開発を位置づけている。経済成長を最大にすることと富と資産の分配を公平に行うことを、同時に実現することが強調され、そのために失業、低賃就業、低生産性、地域格差、不完全市場のメカニズム、土地料などの農村に固有の問題を解決しようとしているのである。

閣僚調整会議の構成は、農業省、公共事業省、大蔵省、大株頭府、国家経済開発庁、天然資源省、地方政府・コミュニティ開発省、および農地改革省からなり、議長は農業相が任命されている。この閣僚調整会議が農村総合開発に関する主要な政策を決定し、対象地域を選定する。各関係省庁の事務次官からなる執行委員会がこの下におかれ、日常業務を行う事務局が補佐している。実際には、閣僚会議や執行委員会の開催回数が少ないので、事務局の果た役割が大きい。プロジェクト地域の選定は次の基準で行われる。

- 1) 小作比率の高い地域
- 2) 多岐利にわたる開発の余地が大きい低開発地域
- 3) 世帯当りの平均所得が年間2,500ペソ未満の地域
- 4) 急速な開発が可能な地域
- 5) 相対的に少額の投資で大きな便益が期待できる地域

農村総合開発が実施できる分野としては、生産、所得、雇用、資産などの経済開発、人口、教育、健康、文化などの社会開発、土地、輸送手段、カンガイ施設、住宅建設、生態系などの物的開発(Physical Development)、ならびに諸機関の調整、住民参加、分権化などの政治・経済開発の4分野がふくまれている。

現在実施中のプロジェクトは、ミンドロ、ビコール、カガヤンおよびサマルの4地域であり、いずれも世界銀行などの国際金融機関もしくは、外国政府の借入を得ている。

農村総合開発の立案と実施とは3つの段階に分けて考えられている。第1段階では個別のプロジェクトや部門別のプロジェクトがまず実施機関によって立案され、相互に調整され、総合化がはかれる。この場合、立案過程で調整をはかるのが、国家経済開発庁である。しかし、実施過程は個別に行われる。

第2段階では、農村総合開発が実施される地域ごとにプロジェクト事務局が設置され、ここで予算案の作成まで含めて総合化が行われ、重要な問題は閣僚調整会議にかけられ、各省庁間の調整がはかれる。実施過程もプロジェクト事務局で情報の交換、連絡調整が行われる。しかし、個々の事業についての人員の配置や資材の供給は、それぞれの実施機関で行われる。未遂の実施機関はそれぞれの上級機関である各省庁の指示に従う体制であるため、たて割り行政が継承されている。フィリピンの現状はこの第2段階にあるといわれている。

第3段階は、立案と実施の双方において計画地域単位の統合化が完成する。主要な事項の決定が、各地域の農村総合開発事務局で行われるよう、分権化がすすめられる。この段階までにすれば、必要なことがらほとんど当該地域で決定し、人員も資金も地域の開発主体に委譲される。その段階では、農村総合開発というよりも、総合地域開発(Integrated Area Development)という概念の方がふさわしいともいわれている。

現在実施中の農村総合開発の問題点としては、次の諸点が指摘されている。

- 1) データ不足のため、プロジェクトの実施が計画よりも遅れがちである。
- 2) 各事業を担当する実施官庁の事務がとどこおりがちで、総合調整の実感があがりにくい。
- 3) 外国からの資金援助に依存しているので、そのための交渉や計画変更の承認等で、十分な相互理解が得られないと、自国や地域の必要だけで事業を進めることができない。
- 4) 地域住民の自発的な参加を得ることが困難であり、どうしても官庁主導型になってしまいがちである。

#### 2. タイ

農村総合開発そのものではないが、ほぼ共通の目標をもってすすめられているのが、村落社会開発(Community Development)である。バンコクだけが急速に巨大都市として成長し、地方都市も含めて農村地域の生活環境とのあいだに大きなギャップが生じてきた1960年代の初頭に、村落社会の生活改善の必要性がひろく認められるようになり、内務省の村落社会開発局を中心として、

政策の立案と実施が試みられるようになった。

村落社会開発の目的は、①民衆内部の社会的対立あるいは民衆と政府との対立を解消すること、②農村地域における生活改善の推進、③民衆の集団的な活動を奨励すること、④人々が自信と責任をもって村落開発を行い、自己を守ることができるようになること、であるとされている。すべてがバンコクに集中してしまっている現状に対する農村住民の不満が高まりつつあるので、行政を分権化し、農村の社会・経済活動を活発にしようとする政策の一環として構想されているのである。近隣のインドシナ諸国における政治的な動向は、農村開発の重要性を一層強調する効果をもったと思われる。

村落社会開発の主要な事業は、個々の地域において実施されるプロジェクトの総予算の半分以上を中央政府が補助し、地元で労働力と資材を出すことになっている。農村子の営農資金の融資も、村落社会開発プロジェクトに含まれ、国際機関や外国政府の援助資金も投入されているのである。個々のプロジェクトの実施計画は、区(Tambon)単位で立てられることになっている。

農村住民の自助努力を援助するために、サラピー・センター(Saraphi Centre)が設置され、特に農業、教育および保健の3分野での開発に力を入れている。1977年現在で全国に45のサラピー・センターが存在していたが、政府は将来すべての区に設立する計画を立てている。

村落社会開発を実施する上での全国的な調整機関として、村落社会開発計画・政策中央調整委員会(Central Coordinating Committee on Community Development Plan and Policy)がおかれている。この議長は内務大臣が兼任し、村落社会開発に関係する諸行政機関の長によって構成されている。この委員会は、村落社会開発計画の立案と実施の双方に責任をもっている。州段階と県段階にも同様の調整委員会がもうけられ、それぞれ州知事と県知事が議長を兼ねている。また、各郡および各村にも、村落社会開発協議会があり、それぞれのレベルでの計画の実施を円滑にすすめる役割を果たしている。

郡単位の村落社会開発協議会は、それぞれ5カ年計画を作成し、個々のプロジェクトの指標を設定している。村では毎年5月に住民集会の承認を経て、村落社会開発のプロジェクトをまとめ、上級機関へ提出することになっている。

以上に略述したような制度にもとづいて、村落社会開発がすすめられるしくみになっているので、形式的には地域住民の自発性に立脚した開発プロジェクトが上級に伝えられ、財政的および技術的な援助が行われてきたことになる。しかし、現実にはさまざまな困難があり、法制度が期待しているとおりの自助努力による開発が行われているとはいえないようである。実施過程にお

ける困難な問題のうち、主要なものを検討すると次のとおりである。

タイでは農村開発が、内務省とその地方機関主導型になっているのは、他の行政機関が都市に集中して、農村社会における生産や生活の向上のためのサービスを、十分に行えない状態の結果でもあるといわれている。そのため、実際のプロジェクトを進める上では、必ずしも相互の調整が行われているとはいえないようである。たとえば、全村民の協力により本道を敷設しても、保健局の協力がなければ実現しない。このため、各行政機関相互の協力が、非常に強調されているのである。

次の問題は、村落社会開発の実施を援助する末端の公務員や技師が、農村に住むことを嫌い、現職に定着せずに離職する比率が高いことである、と指摘されている。このために、各行政レベルで村落社会開発のための研修が行われているが、事態はあまり改善されていないといわれている。

最も重要な点であるが、村落社会開発のシステムは民衆の自発的な参加を起点として、事業が行われるようになってきているが、個々のプロジェクトをみると専長や村長主導型、もしくは中央の村落社会開発特の職員によって推進される場合が多く、住民は受動的な位置におかれているようである。また、地域によっては、住民の方で労働力や資材を提供する余裕がない場合も少なくないのである。

### 3. インドネシア

経済政策を所管する経済計画庁(BAPPENAS)と実施機関である、農業省、公共事業省、移住・移住組合省、内務省などが農村開発に関する事業を所管している。しかし、国全体としては、農村総合開発という政策は採用されていない。農村総合開発の重要性は、中央省庁では広く認識されているが、体系的に実施する体制がなく、今後の課題として検討されている段階である。

農村開発を行うための個々のプロジェクトは、各省でつみあげられ最終的に経済計画庁で調整される。経済計画庁は日本と異なり、予算の配分まで関与できるので、非常に大きな力を持っている。開発予算を分権化し、地域開発を効率化するために、第1級自治体に補助金が出されることになっているが、その額は少なく(数字は公表されない)、大きな成果を上げているとはいえない。

プロジェクトの立案を分権化するために、各州レベルに州経済計画局(BAPPEDA)が設置されている。しかし、これは経済計画庁の下部機関ではなく、州知事のもとにおかれているので、行政的には内務省の所管である。各州の開発プロジェクトに関しては、中央の経済計画庁よりは内務省の方が掌握していて、全体の調整に時間がかかることが多い。各州ではこの州経済計画局のもとに州開発委員会がおかれていて、立案と実施の双方におい



て、州レベルでの連絡・調整を行うことになっている。しかし、この委員会において人事や予算にかかわることがらを決定することができず、すべてが中央の農業省や公共事業省で決定されるしくみになっている。

州の下にある県、郷、村(Desa)集落(Kampung)の段階では、州経済計画局の下級機関に相当するものはまったく存在せず、内務省の官吏である県長や郷長の権限が非常に強大である。また、村段階での自治体としての自立的な行政はほとんどないに等しく、むしろ集落単位での共同体的な相互扶助のもつ意味の方が大きい。

農村開発や地域開発に関係する諸官庁のうち、農業の基盤整備を担当する公共事業省と増産計画を担当する農業省とが、最も重要である。内務省には都市計画に対応する農村開発局があり、農村における社会生活の改善のための施策を行っている。移住・協同組合省は外島の開発に力を入れ、入植事業の実施に力を入れている。協同組合事業は農村開発のきわめて重要な分野であるが、協同組合運動が農民の方から進められる事例が少なく、公信用のための代行機関化している。公的な営農資金の返済率が悪く、資金が枯渇するとそのまま活動を停止してしまうことになり、農村社会の発展に積極的に寄与しているとはいいがたい。村レベルでの諸組織が展開して、連合組織が自律的に形成され、運営されてゆくようになるためには、なおかなりの時日を要するものとみられている。

農村開発に関する諸事業を担当している実態脆弱相互の関係は、協力や調整よりも競争という面が強く、事業の奪い合いという現象さえみられる。1978年度から未帰の水利用施設の維持管理の所管が農業省から公共事業省に移されたのはその典型的な例である。

農村開発プロジェクトを実施する上で遭遇するさまざまな問題も、経済計画庁があいだに入って解決にあたる建前になっているが、現実にはそれが十分に機能しないため、それぞれの行政機関が独自の方法で処理しているようである。地方分権を政策として強調する必要があるとされているゆえんでもある。

農村社会の諸慣行は地域により異なっているが、それらの慣行を基礎にした、農村総合開発をすすめることの重要性が認識されはじめている。新しい制度や組織を創設することは避けて、すでに存在している農民住民の相互扶助の諸慣行を、開発の担い手として再編する試みが行われている。未帰の水管理組織はその代表例である。

#### 4. インド

アジア諸国の中でインドは、総合的な農村開発の経験をもっとも豊富にもっている国である。独立運動の指導者であったマハトマ・ガンディーの経済思想が、都市の工業社会を強く批判し、農村の自立的な発展を進めることこそ、インド再建の道であると説いていたからである。

独立後すぐに、村落社会開発計画(Community Development Programme)が立案され、農業、漁業、林業、農村工業を開発するとともに、医療、衛生、交通・通信、教育、社会教育などの生活環境の改善をすすめることが、同時に追求された。これらの村落社会開発は、地元の自発性と村落の集団的な営為によるものでなければならぬとして、開発のためのパンチャヤト(Panchayat)制度が創設された。

各村落の住民によって選出されるパンチャヤト委員会が、各種の事業の運営主体をなし、約100の村落パンチャヤト(人口にして6万から7万人)の地域単位に、国民普及サービス地区(National Extension Service Block)が組織され、全国は計5,026のブロックでカバーされている。各地区ごとにブロック開発事務所(Block Development Office)が設置され、そのスタッフが各分野の事業や村落レベルの開発を支援し、中央政府や州政府とパンチャヤトを中心とする村落自治とをつなぐ役割を果たすことになっている(10カ村ごとにグラム・セーフカと呼ばれる地区開発事務所の職員が配置されている)。

地区開発事務所の業務は、政府の資金を投入し10カ年間に一定開発事業を支援した後、その役割を終え村落の自立した開発努力に委譲する方針であった。しかし、実際には地区開発事務所の活動の大半が、井戸、道路、学校、住居などの建設事業にさかれ、その後の分野の開発にまで手がまわらず、村落の自助努力にまかせることのできる状態にはならなかったようである。各地区に割当てられた政府資金は、最初の5カ年が40万ルピー、次の5カ年が120万ルピーである。

村落社会開発計画を精完する形で、協同組合活動を振興するための施策がとられ、農業生産の拡大に資する事業を行っている。協同組合運動の最大の課題は、営農資金の融資の返済率が非常に悪く、資金を借りた農民の40パーセント以上が返済しないので、信用事業の拡大が困難に打ちかかっていることである。

村落社会開発の直面している大きな困難のひとつは、農村における諸階級の対立である。パンチャヤト自治が村民全体の統合を実現するよりも、支配的な階級が他の階級(しばしば下位カースト住民やハリジャンと呼ばれる不可解民カースト住民)を抑圧する手段となっている場合もある。そのため、村落内部の貧富、土地なし小作農、農業労働者、職人層などの社会的・経済的地位の向上をすすめる事業も実施されつつある。また、インドは広大な国であるため、地域の実情に応じて干害地域対策事業、民族民居住区開発事業、山地開発事業などが行われている。

1970年代の後半になって、農村の下層住民に雇用機会を増大させるための、総合的な取組みが必要とされるようになり、地域の資源を活用する試験的な事

業が行われている。農村に現存する天然資源、労働力、技術、伝統的な生産組織などを、全体として効率よく組合せる試みであり、まだ限られた地域にすぎないが、インドでの農村総合開発として期待されている。これとともに、人間生活に最少限必要な施設を充足することが、開発の前提として強調され、第5次5カ年計画に最小必要計画(Minimum Needs Programme)として盛り込まれている。その目標は次のようなものである。

- ① 14才までの初等教育施設
- ② 最少限の公的な医療施設
- ③ 安全な飲料水の供給
- ④ 1,500人以上の人々をもつすべての村に全天候用の

#### 道路建設

- ⑤ 土地なし労働者のための居住地造成
- ⑥ スラム地区の環境改善
- ⑦ 農村人口の3~4割をカバーする電化

このように、最少限の生活を維持するのに必要な施設をととのえるかたわら、増加しつつある農村の失業問題を解決するため、農業生産を振興し、農村の工業化をすすめることが、今日もお最も重要な課題とされている。その意味で、インドの農村総合開発は独立当初と共通の目標を、当分の需掲げつつけるものと思われる。

## 付一4. 用語(英語による表現を付加)

「手引き」の構成に準じた分類をとり、参考となるような基本的あるいは通常用いられるような程度の用語・用法を収録した。従ってこの「手引き」の中には説明されていないが、関連すると考えられる項目も含んでいる。

### 1. 第1章および第2章に関連する用語

農村総合開発	integrated rural development	生産物変形(換)曲線	transformation curve
計画	plan, project, scheme	機会費用	opportunity cost
基本構想	master plan, pilot plan	資本の限界効率	marginal efficiency of capital
基本計画	basic plan, basic program	消費傾向	propensity to consume
事業計画	project	貯蓄傾向	propensity to save
評価	evaluation, appraisal	限界消費傾向	marginal propensity to consume
地域計画	regional plan (planning)	限界貯蓄傾向	marginal propensity to save
国土計画	national plan (planning)	平均消費傾向	average propensity to consume
都市計画	city plan (planning), urban plan (planning)	平均貯蓄傾向	average propensity to save
事業実施	implementation, execution	投資効率	efficiency of investment
農村計画	rural plan (planning)	有効需要	effective demand
出生率	birth rate	流動性嗜好	liquidity-preference
死亡率	death rate	比較優位性	comparative advantage
文盲率	illiteracy rate	危険	risk
収穫一定	constant returns	不確実性	uncertainty
収穫逦減	diminishing returns	L. P. 線型計画	linear programming
収穫基増	increasing returns	リニヤール・プログラミング	
需要の価格弾力性	price elasticity of demand	N. L. P. 非線型計画	non-linear programming
需要の所得弾力性	income elasticity of demand	O. R. オペレーションズ・リサーチ	operations research
供給の価格弾力性	price elasticity of supply	規模の経済	economies of scale
名目価格	nominal price	技術革新	innovation, technological renovation
実質価格	real price	物価指数	price index
相対価格	relative price	国民総生産	gross national products
最低価格	floor price, minimum price	移転支払	transfer payment
最高価格	ceiling price, maximum price	可処分所得	disposable income
価格の硬直性	rigidity of price	国民所得	national income
価格の弾縮性	flexibility of price	社会資本	social overhead capital
代替効果	substitution effect	交易条件	terms of trade
非弾力的	inelastic	国際収支	balance of payments
所得効果	income effect	自給率	self-sufficiency rate
交叉弾力性	cross elasticity	農業協同組合	agricultural cooperative
完全競争	perfect competition	購買	purchasing
不完全競争	imperfect competition	普及事業	(cooperative) extension service
均衡	equilibrium	農業改良普及員	agricultural extension worker, farm adviser
生産者余剰	producer's surplus	生活改良普及員	home adviser
消費者余剰	consumer's surplus	家計	household economy
利潤	profit	家庭管理	home management
雇用機会	employment opportunity	生活水準	standard of living
限界効用	marginal utility	家計費	household expenditure, living expense
無差別曲線	indifference curve		
生産函数	production function		
生産可能曲線	production possibility curve		

エンゲル係数 Engel's coefficient  
 農業経営 farm management  
 所有自作農 owner farmer  
 分益農 share cropping farmer  
 自給自足農業 subsistence farming  
 家族経営 family farm  
 粗放的 extensive  
 集約的 intensive  
 競合関係, 競争関係 competitive relation  
 補完関係 complementary relation  
 結合生産物 joint product  
 専業農家 full-time farmer  
 兼業農家 part-time farmer, side-work farmer  
 生産弾力性 elasticity of production  
 限界代替率 marginal rate of substitution  
 資産 asset  
 負債 liability  
 財産 property  
 流動資本 liquid capital  
 流動資本 current capital  
 固定資本 fixed capital  
 取得原価 acquisition value  
 処分価(廃棄価) salvage value (scrap value)  
 耐用年数 years of use, durability, durable period  
 減価償却 depreciation  
 家族労働見積り(費) unpaid family labor, estimated amount of family labor  
 可変費 variable cost  
 固定費 fixed cost  
 直接費 direct cost  
 間接費 overhead cost, indirect cost  
 生産費 cost of production  
 損益計算書 profit and loss statement  
 貸借対照表 balance sheet  
 (粗)収益, (粗)収入 (gross) revenue, (gross) income  
 農業所得 farm income, net farm income  
 純生産 net products  
 農家所得 farm income, family farm income  
 労働所得 labor income  
 農業経営費 farm expense  
 粗生産, 総生産 gross products, total production  
 農業粗収益 gross farm income  
 農家経済余剰 surplus

収益性 profitability  
 労働生産性 labor productivity  
 資本効率 efficiency of capital  
 土地利用率 rate of land use  
 損益分岐点 break-even point  
 費用・便益比 cost-benefit ratio  
 内部収益率 internal rate of return  
 感度分析 sensitivity analysis  
 意志決定 decision-making  
 農業政策 agricultural policy  
 農地改革 land reform  
 補助金 subsidies  
 流通 marketing channel, marketing  
 販売 sales, marketing  
 卸売 wholesale  
 仲買人 broker, middleman  
 小売 retail  
 集荷 collection  
 分配 distribution  
 2. 第3章に関連する用語  
 水利費 water charge  
 計画基年 basic year for planning  
 利水計画 water utilization scheme  
 カンガイ排水事業 irrigation and drainage project  
 水管理組織 water control organization  
 水務慣行 habitual water use  
 水質汚濁 water pollution  
 富栄養化 eutrophication  
 防潮水門 tide gate  
 除塩 desalinization of soil  
 用水量 duty of water, irrigation requirement  
 潮受け堤防 sea dike  
 潮差 tidal range  
 反復利用 repeating use of water, reuse of water  
 防災林 disaster prevention forest, shelter belt(wood)  
 マルチング stubble mulching, trash mulching  
 シロカキ surface soil puddling  
 有効雨量 effective(available) rainfall  
 海面 sea level  
 干害 drought damage(disaster)  
 用排水組織 irrigation and drainage system  
 用排水用水路 dual-purpose canal

連続干天日数 continuous drought days  
 水管理(水田の) water management  
 (in paddy field)  
 塩害 salt injury  
 排水 drainage  
 汚水カンガイ sewage irrigation  
 タン水面積 submerged area  
 flooding area  
 散水カンガイ spray irrigation  
 消費水量 consumptive use  
 地表カンガイ surface irrigation  
 間断カンガイ intermittent irrigation  
 沈泥カンガイ colmatage  
 有効水分 available moisture, A. M.  
 連続カンガイ continuous irrigation  
 タン水カンガイ flood irrigation  
 カンガイ効率 irrigation efficiency  
 循環カンガイ circulating irrigation  
 ローテーションブロック rotation block  
 地表排水 surface drainage  
 要水量 water requirements  
 田越しカンガイ plot-to-plot irrigation  
 機械排水 pumping drainage  
 揚程 lift  
 地下排水 subsurface drainage  
 単位排水量 unit area drainage discharge  
 貯水池 reservoir  
 調整池 regulating reservoir  
 equilibrium reservoir  
 全貯水量 total storage capacity  
 有効貯水量 live storage  
 死水量 dead storage  
 余水吐 spillway  
 汚砂 sediment  
 多目的ダム multi-purpose dam  
 設計洪水流量 design flood discharge  
 集水キョ collecting channel  
 本場容量水量 field capacity  
 伏流水 underflow water  
 単位図法 unit hydrograph method  
 unit graph method  
 澇水位(量) droughty water level  
 (discharge)  
 水年 water year  
 比流量 specific discharge  
 年流出量 annual discharge  
 日流出量 daily discharge  
 洪水調節 flood control  
 水収支 water balance, water budget

洪水通路 flood routing  
 流域 drainage basin, river basin  
 流域面積 catchment area  
 頭首工(トウシュコウ) head works  
 溶脱 eluviation  
 水文循環 hydrologic cycle  
 感潮区域 tidal compartment  
 素掘り水路 unlined canal  
 ライニング lining  
 分水工 division works, turn-out  
 河口閉鎖 river-mouth closing  
 塩水クサビ salt wedge  
 海岸侵食 beach erosion  
 支川 tributary  
 派川 branch river  
 時刻流量曲線 discharge hydrograph  
 耕地 arable land  
 本場整備事業 land consolidation project  
 土地分類 land grouping  
 地目 land-category  
 畑作転換 changing to dry fields  
 受益面積 benefited area  
 開始パイロット事業 pilot project of land  
 reclamation  
 農地 agricultural land  
 水田 paddy field  
 国土保全 land conservation  
 草地 grass land  
 畑 dry field, upland field  
 土地利用計画 land use planning  
 交換分合 exchange and consolidation  
 土地利用区分 land-use classification  
 土壌汚染 soil pollution  
 開墾 land reclamation  
 耕地 plowing  
 土壌改良 soil amendment  
 本場整備 farm land consolidation  
 ケイハン levee, border  
 コウハン(溝畔) ditch-side border  
 ウネ ridge  
 整地 land grading  
 客土 soil dressing on farm land  
 土壌侵食 soil erosion  
 等高線栽培 contour farming  
 砂丘 sand dune, sand hill  
 被覆作物 cover crop  
 土壌保全 soil conservation  
 輪中 polder  
 デルタ delta

農地災害 disaster of farm land  
 普通水利組合 irrigation association  
 乾燥地農業 arid land farming  
 生活圏 living sphere  
 スプロール sprawl  
 酪農 dairy farming  
 生活環境施設 facilities on living environment  
 インフラストラクチャー infrastructure  
 公害 environmental pollution  
 散居 dispersed households  
 集落 settlement  
 生態学 ecology  
 漁業権 fishery right  
 幅員 road width  
 車道 travelled way  
 路線密度 route density  
 基準点 control point  
 路線測量 route surveying

縦断測量 profile leveling  
 緩和曲線 transition curve  
 栽培漁業 aquaculture, fish farming  
 養殖 culture  
 増殖 propagation  
 稚仔成育場 nursery  
 農機具格納庫 shed for farming implements  
 タイキユク肥舎 compost-hut, compostshed  
 サイロ silo  
 カントリーエレベーター country elevator  
 ライスセンター rice center  
 ミルクプラント milk-plant  
 生産物処理施設 farm products facilities  
 選果場 fruit sorting and packing facilities  
 加工施設 processing facility  
 貯蔵庫 storage building  
 農業倉庫 agricultural storehouse, agricultural warehouse

### 3. 水、カンガイ、排水、農業についての各国採用語

	水	カンガイ	排水	農業
English	Water	Irrigation	Drainage	Agriculture
French	Eau	Irrigation	Drainage	Agriculture
Bengalee	Pani	Senchai	Nikash	Krishi
Burmese	Yay	Sae Myaung	Myaung	Saik Pyoje
Cambodian	Tuc	Kar Banhchaul Tuc	Kar Barhcheah Tuc	Kaksek Kam
Chinese	Sui	Suili	Paisui	Nongyeh
Indian	Pani(Jal)	Senchai	Nikash	Krishi
Indonesian	Air	Irigasi	Pengairan	Pertanian
Japanese	Mizu(Sui)	Kanggai	Haisui	Nogyo
Korean	Mul(Su)	Kwangae	Beasu	Nongup
Laotian	Nam	Cholapataan	Labainam	Kaset
Malay	Air	Pengairan	Saliran	Pertanian
Nepalese	Pani	Sichai	Nikash	Krishi
Pakistani	Pani	Senchai	Nika-h	Krishi
Tagalog (Philippine)	Tubig	Patubig	Pag-aalisng Tobig	Pagsasaka
Sri Lanka	Jala	Varinarga	Jala Besma	Krushikarmro
Thai	Nam	Cholapataan	Rabainam	Kankaset
Viet Nameese	Nuoc	Dan nuoc	Thoatnuoc	Nongghiep

#### 4. 国際機関

<b>ADB</b>	<b>Asian Development Bank</b>	アジア開発銀行
<b>APO</b>	<b>Asian Productivity Organization</b>	アジア生産性機構
<b>DAC</b>	<b>Development Assistance Committee</b>	OECD開発援助委員会
<b>ESCAP</b>	<b>Economic and Social Commission for Asia and the Pacific</b>	アジア太平洋経済社会委員会
<b>FAC</b>	<b>Food Aid Committee</b>	食糧援助委員会
	<b>Food Aid Convention</b>	食糧援助規約
<b>FAO</b>	<b>Food and Agriculture Organization of the United Nations</b>	国際連合食糧農業機構 (機関)
<b>IBRD</b>	<b>International Bank for Reconstruction and Development</b>	国際復興開発銀行 (世界銀行)
<b>IDA</b>	<b>International Development Association</b>	国際開発協会(第二世界銀行)
<b>IFC</b>	<b>International Finance Corporation</b>	国際金融公社
<b>UNCTAD</b>	<b>United Nations Conference on Trade and Development</b>	国連貿易開発会議
<b>UNDP</b>	<b>United Nations Development Programme</b>	国連開発計画

付一5. 单位换算表

国	面	积	重	量	精米率 (Milling rate) (%)
Bangladesh	1 Bigha	= 1,338m <sup>2</sup>	1 Maund	= 35.7 kg = 40 seers	62-65
Burma	1 Acre	= 0.405 ha	1 Basket	= 20.4 kg = 46 lbs.	66
China	1 Mow	= 0.061 ha	1 Jin	= 0.5 kg = 1.1 lbs.	67
India	1 Acre	= 0.405 ha	1 Maund	= 37.3 kg = 40 seers	70
Indonesia	1 Bahoe	= 9.709 ha	1 Gantang	= 857.68 litres	68
Japan	1 Cho	= 0.992 ha	1 Hyo	= 721.56 litres	70
Korea, REP	1 Chungbo	= 0.992 ha	1 Suk	= 100 kg (paddy)	72
Laos	1 ha	= 247.1 acres	1 MT	= 2,204.63 lbs	60
Malaysia	1 Acre	= 4,047m <sup>2</sup>	1 Gantang	= 25.4 kg = 0.1 para	62-65
Pakistan	1 Bigha	= 0.202 ha	1 Maund	= 35.71 kg = 40 seers	67
Philippines	1 ha	= 10,000m <sup>2</sup>	1 Cavan	= 50 kg palay	66
Sri Lanka	1 Acre	= 43,560ft <sup>2</sup>	1 Bushel	= 20.865 kg	68
Thailand	1 Rai	= 1,599.4m <sup>2</sup>	1 Tang	= 10.1 kg	63
Viet Nam	1 Mouta	= 0.5 ha	1 Gia	= 20 kg	65

\*注 FAO Regional Office for Asia and the Far East (RAFE);  
Information Notes on Water for Agriculture, 58, October 1977



## おわりに

国際協力事業団では、農業協力事業の一環として、その調査計画を効果的に推進するために、かねてより各種目別の“手引き書”の作成を企画されてきた。農業土木学会に対しては昭和48、49の兩年には“海外農業水利開発計画の手引き”の作成を、また昭和50、51年には“乾燥地農業開発基礎調査”の作業を委託され、担当委員会としては、ひとり農業土木技術者にとらわれることなく、広く各分野の専門家の協力を仰ぎ、限られた短期間に最大の努力を払い一応の成果を修めることができたとおもっている。

これに引きつづき、昭和52、53年度には同様の目的で“農村総合開発計画の手引き”の作成が委託された。今回の調査は前記2件と比べ重要な課題ではあるが、むつかしい内容を含んでおり、これを受託すべきか、あるいは辞退すべきかについて、討論が行われ、その結果敢えてお受けすることとなったような経緯があつた。それというのも、“農村総合開発”という言葉は、常日ごろよく耳にするし、ばく然と使われているが、開発途上国がもつ自然条件、歴史、社会、経済、民族、宗教等々の現状をながめた場合、農村総合開発の理念やその方法を普遍的に、しかも体系的に記述することは極めてむつかしいからである。

初年度の52年では、先ず現状についての知識をできるかぎり収集することとした。現地調査を行ったインドネシア、フィリピン両国については事例の紹介に重点をおき、開発途上の国を援助している国際的な諸機関ならびに各国で行っている農村総合開発の資料を整理して、農村総合開発の理念と計画内容についてとりまとめた。この成果が昭和53年6月に印刷した“農村総合開発基礎調査報告書(ケース・スタディ編)”である。

さて昭和53年度においては、さらにインドネシア 南スラウェシ、スリランカ デウファの現地調査が行われ、前年度の基礎調査報告書を基に、さらに資料収集と調査研究をつづけ、実用的な手引き書として利用されることを念頭において本年度の報告書をまとめた。

以上のような努力の下で、農村総合開発の理念と方法について体系的に整理してきたが、むつかしい課題に対して必ずしも満足できるような成果が得られたとは言ふことはできない。多くの方々に本報告書をご覧いただき、改善を重ねたいと願う次第である。

本作業を担当した委員は、前年度における委員会構成に一部の交替・追加などがあつたが、最終的には次のとおりである。

農業土木学会農村総合開発基礎調査部会  
委員名簿

部会長	住吉 勇三	フジタ工業(株)常務取締役
委員	相原 良安	筑波大学農林学系助教授
・	石光 研二	農村開発企画委員会
・	落合 秀男	国際農林業協力協会
・	小林 英一郎	農林水産省構造改善局整備課
・	佐野 文彦	茨城大学農学部教授
・	滋賀 秀美	東京電機大学建築学科
・	田中 義朗	農村開発企画委員会
・	富樫 覚悟	全国農業改良普及協会、普及情報センター
・	中川 龍一	国際農林業協力協会
・	中村 尚司	アジア経済研究所調査研究部
・	西村 博行	京都大学農学部助教授
・	藤田 康樹	全国農業改良普及協会、普及情報センター
・	南 勲	京都大学農学部教授
・	本 彰一郎	滋賀県立短期大学農学部助教授
・	湯川 清光	石川県農業短期大学教授







JICA